

年金

◆国民年金の任意加入！

老齢基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間・保険料免除期間などの合計が25年以上必要です。

年金を受け取るために必要な資格期間が足りない場合や年金額を満額に近づけたい場合は、60歳から65歳まで任意加入して保険料を納めることができます。

※昭和40年4月1日以前に生まれた方で受給資格期間が足りない場合に限り、さらに65歳から70歳まで任意加入できます。

申請した月から加入できますので、任意加入を希望される方は印鑑を持って町民係にお越しください。

◆継続申請で毎年の申請が必要になります！

これまで国民年金保険料の免除申請や若年者納付猶予の承認を受けるためには、毎年申請書の提出が必要でしたが、平成18年度以降、全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き申請を希望された場合に

は、改めて申請書を提出する必要がなくなります。

申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望（申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けることが必要）されており、保険料全額免除または若年者納付猶予が承認された場合には、あらためて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査が行われます。

ただし、失業や震災・風水害、火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請・若年者納付猶予・一部納付・学生納付特例の場合は毎年の申請が必要となりますのでご注意ください。

お知らせ

◆災害にあったときの税について

地震、火災、風水害などの災害により住宅や家財などに損害を受けた方には、次のとおり、納税の期限を延長したり、税負担を軽減する方法があります。

また、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書

は無料で発行しております。詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

○申告などの期限の延長
災害などの理由により、期限までに申告や納付ができないときは、税務署長に期限の延長を申請し、承認を受けることにより、その理由のやんだ日から二ヶ月以内の範囲で期限を延長することができます。

○納税の猶予
災害により損害を受けたため税金を納期限までに納めることができない方は、前述の納期限の延長のほかに、一定の要件の下で納税の猶予を受けられる場合があります。

※災害のやんだ日から二ヶ月以内に申請することが必要です。

○所得税の軽減・免除

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、一定要件の下、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除による方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、のいずれか有利な方法を選ぶことによって、

所得税の全部又は一部を軽減することができま

す。お問い合わせ先

○川内税務署

TEL 0996-222-2830

・鹿児島税務相談室

TEL 099-255-8118



◆住宅金融公庫からのお知らせ

平成18年7月4日からの梅雨前線に伴う大雨による災害により住宅に被害を受けられた方へ

「7月4日からの梅雨前線に伴う大雨」により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

住宅金融公庫では、平成18年7月4日からの梅雨前線に伴う大雨による災害で被害に遭われた方に対して、住宅の復旧に係る融資を行っております。

今月の納税

固定資産税 第3期

納期限 10月2日

※納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

また、返済方法の変更などについてもご相談を承っておりますので、現在ご返済中の金融機関または住宅金融公庫まで、お気軽にご相談ください。

○問い合わせ先

・災害復興融資に関するお問い合わせ

お客様コールセンター

電話0570-0860-35

IP電話などの場合は

06-6281-0021

・現在ご返済中の公庫融資に関するお問い合わせ

南九州支店

電話096-387-3706